

認可地縁団体規約（例）逐条解説

平成 28 年 7 月

琴 浦 町

〇〇自治会(町内会)規約(会則)

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 自治会所有地の維持管理
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (6) △△△△△△△△△

【解説】

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。ただし、その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

【解説】

地方自治法上、地縁による団体の名称についての制限はありません。したがって、「△△区自治会」「××町町内会」といった名称でよいと解されます。ただし、他の法令において名称の使用制限(例えば、商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできない。)がある場合に、これに従う必要があるのは当然です。

(区域)

第3条 本会の区域は、琴浦町大字〇〇××番□□号から△△番〇×号までの区域とする。

【解説】

地縁による団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが

最も望ましいものです。ただし、河川や道路等による区域の表示(例：〇〇市△△町大字□のうち××川の北の区域)も、市町村内の他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されるものと考えられます。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、鳥取県東伯郡琴浦町大字□□〇〇番地(△△公民館)に置く。

【解説】

「主たる事務所」とは、地縁による団体として一を限り設けられた主たる事務所をいうものであり、この所在地が当該地縁による団体の住所となるものです。事務所は、代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。規約の定め方としては、表記のように住居表示又は地番及び家屋番号により定めるほか、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規約の定め方も可能と考えられます。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

【解説】

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できることとすることは可能と考えられます。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【解説】

会費は、会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。

す。ただし、規約の改正は、第 36 条に定める特別議決事項となりますので、表記のように定めて年 1 回の通常総会で各年度毎に定めることが適当と考えられます。

(入会)

第 7 条 第 3 条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【解説】

本条第 1 項は、入会手続を定めるものですが、入会申込書の様式は、役員会(第 25 条)で定めたり、会の細則(第 40 条)で定めればよいものです。また、入会申込書は会長に提出することとされていますが、会として確実に受理し得る者に提出することを求めるものであり、会長の他に役員やブロック長などに提出することとしてもよいものと考えられます。いずれにせよ、入会手続は、入会希望者の入会の意思が会として確認できるものとすべきですが、入会に際し、いかなる意味においても制約を課するようなものとすることは認められないと解されます。

本条第 2 項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合をいうものですが、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られることとなります。

(退会等)

第 8 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1) 第 3 条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

【解説】

本条第 1 項第 2 号の退会手続は、前条第 1 項に定める入会手続と同様の考え方によるものであり、本人の退会意思を会として確認できるものとする必要がありますが、退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは

認められないと解されます。なお、長期にわたる会費の不払いなど会員としての義務の著しい違反等があった場合には一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも考えられますが、この場合は、慎重な手続等の下に資格を停止するような扱いとすべきと考えられます。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

【解説】

地縁による団体については、法第260条の5で「認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない」とされており、法第260条の11及び法第260条の12で監事についても規定されています。したがって、代表者(会長)1人を必ず選出する必要があり、また、1人又は複数人の監事を置くことが適当です。

このように、認可地縁団体の代表権は代表者(会長)1人に帰属するものと法律上定められていますので、監事の他に役員を置かず、会長を欠くこととなった場合には直ちに総会で会長を選任する旨を規約に定めることも考えられます。

しかしながら、表記のように、会長が不慮の事故等により職務を行い得なくなった場合などに備えて副会長を置くことが望ましいといえます(ただし、副会長による会長の職務代行は法律行為には及び得ないことから、直ちに後任の会長を選出すべきです。)

その他の役員は、会長及び副会長とともに役員会を構成しますが、その他の役員の中から、「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合には、「会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」、「書記担当役員は、会務を記録する」等その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当と考えられます。

このほか、会長の代表権に制限を加えたりする(法第 260 条の 6 から第 260 条の 8 参照)場合にも規約に定める必要がありますが、一般にはあまり例がないと思われま

す。なお、役員を選任は総会において行うことが適当であり、監事については会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【解説】

役員任期は、法律上特に規定はありませんが、数箇月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずるといえます。また、事務執行上支障が生じないよう本条第 3 項の定めを置くことが望まれます。

なお、役員解任手続を定めようとする場合には、選任について総会議決によることが望まれることから、この場合も、個別に総会議決を要するものと定めるか、規約において具体的手続を定めることが適当です。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

【解説】

総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したものの以外の全ての事項について議決でき(法第260条の16参照)、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任することはできないものです。

なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認、不動産等の認可地縁団体の活動上重要な固定資産の処分等が含まれることは当然といえます。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【解説】

総会は、法第260条の13により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。また、法第260条の4により、年度終了後3箇月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3箇月以内に開催する必要があることに留意する必要があります(第33条及び第34条参照。なお、通常総会開催が年度終了後の1回のみとなり、事業計画及び予算の決定を通常総会で行う場合には、年度当初から総会開催日まで予算がなく支出行為ができないこととなりますが、この点については、第33条第2項のように規定することにより支出行為は可能となります。)

本条第2項は、法第260条の14に則る規則であり、第2号の「5分の1」の定数を規約において増減することは法的に可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】

総会の開催権限は会長が有するものですが、第16条第2項第2号及び第3号に定める会員からの開催請求及び監事による開催請求に対しては総会を招集する必要があります。したがって、第2項に定めるように、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。

第3項は、法第260条の15に則る規定であり、「少なくとも5日前までに」通知を行う必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○

(2) ×××××××

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知

された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の委任について、世帯員が当該世帯の代表者に委任する場合は、書面による提出は不要とする。

3 第1項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

【解説】

総会の議長は、表決権を行使することとなる以上、表記のように出席した会員の中から選出する必要がありますが、会長は会員の中から選任されていることにより「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることも可能です。

総会の定足数、議決に要する会員数については、地方自治法において特に定められていませんが、表記のように規定することが適切と考えられます。もっとも、第20条に定めるように、規約で、特定の重要な事項について「出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成を要する」旨の規定を置くことも可能です。なお、この定足数、議決に要する会員数については、第22条第2項により、書面表決を行った会員及び委任により代理表決を行った会員をこれに含める点に留意する必要があります。これにより、会員数が極めて多い場合にも総会を開催し、議決を行うことが可能となるものです。

第21条及び第22条は、法第260条の18に則る規定です。したがって、第21条第1項において会員は各々1箇の表決権を有することが定められているところですが、従来の自治会、町内会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われます。そうしたことを勘案して、第21条第2項の規定(特定事項について世帯の表決権を1票とすること)を設けることは可能ですが、同項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものです。したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項については認められないと解され、規約に定めることとなる事項(代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等)についての決定も規約の変更となるため、同項の適用は認められないと解されます。また、代表者や監事の選任も、同項を適用することは適当とは考えられません。

なお、同項を適用する場合においても、世帯内の会員の表決権を剥奪することは認められません。したがって、世帯で表決権を取りまとめるためには、誰か1人に表決権を委任することにより表決権を集中することとなります。ただし、未成年者の場合には、民法の定めるところにより、表決権の行使が行われ

ることとなります。

このほか、議長の行為などの総会の運営は、会の活動を決定する重要事項ですので、会において会議規程等を定め、議事運営の方法などを明らかにしておくことが望まれます。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

【解説】

総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、規約変更認可を市町村に申請する場合などに求められることから、表記のとおり、議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきです。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

【解説】

地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、監事は、会務の執行を監査する職務上、総会で決する以外の具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。もっとも、監事は役員会の構成員にはなれません(表決権を有しません)が、役員会に出席できることとするのは可能と考えられます。なお、役員の数等については、役員会が地縁による団体の実務上の意思決定機関にふさわしいメンバーとなるように配慮すべきと考えられます。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

【解説】

先に述べたように地縁による団体が法人格を取得する目的は不動産等の資産を団体名義で保有することにあるから、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産(負債は含みません)の構成等を定めておく必要があります。

「資産の構成」として、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、表記のように「別に定める財産目録記載の資産」と定める方が簡便と考えられます。なお、「財産目録」は、法第260条の4に基づき設立時及び毎年(年度)初3箇月以内に作成することとなっているものであります。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。このため、第31条のように定め、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産(不動産等の重要な固定資産と考えられます。)を決定しておくことが適当です。

この場合、当該処分には剰余金の分配と認められる資産の処分を含めることはできませんので留意する必要があります。

また、資産の管理は会長が行うものですが、日常の出納事務は、先に述べたように、役員として「会計」を設けた時は、「会計」が出納その他の会計事務を

行うこととなります。このほか、役員ではありませんが、「会長は、必要と認めるときは会員のうちから会計出納員を命ずることができる」と定め、「会計出納員は、会長の命を受けて出納その他の会計事務を執行する」と規定することも可能でしょう。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 月以内に総会の承認を受けなければならない。

【解説】

事業計画・事業報告及び予算・決算は地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決又は承認にかからしめることが必要です。財産目録は、法第 260 条の 4 により認可を受ける時及び毎年 1 月から 3 月までの間(特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時)に作成しなければならないこととされています。したがって、事業年度を設定している場合は、事業報告や決算も当該年度終了後 3 箇月以内に総会で承認を得る必要があります。

ただし、事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年 2 回行うことが必要となりますが、通常総会は、年度終了後 3 箇月以内に(多くは 5 月か 6 月に) 1 回行うのが通例と考えられ、第 16 条第 1 項もそのように定めています。

したがって、年度開始前に総会を開催し事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないこととなりますので、第 33 条第 2 項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

【解説】

会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4月1日から翌年3月31日までとか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われれます。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、琴浦町長の認可を受けなければ変更することはできない。

【解説】

本条は、法第 260 条の 3 に則るものであり、規約の変更は総会の専権事項となっています。また、法施行規則第 22 条に定める「規約変更認可申請書」により町長の認可を要するものです。

なお、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

【解説】

本条は、法第 260 条の 20 及び第 260 条の 21 に則るものであり、①破産、②認可の取消し、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員の欠亡の場合に、当該認可地縁団体は解散(法人としての権利能力の消滅又は地縁による団体自体の解散の両方を含む。)することとなります。なお、表記の他の解散事由を規約に定めることも可能です。

また、第 2 項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって代えることはできません。総会議決数の「4分の3」については定数を変更することは可能です。

が、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【解説】

本条は法第 260 条の 31 に則る規定です。法第 260 条の 31 第 1 項に基づき、解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とするのは、地縁による団体の目的に鑑み適当ではありません。

したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。

仮に、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的処分先を決めることが困難な場合には、表記のように、規約において帰属権利者を指定する方法を定めることが適当と考えられます。

なお、残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に地縁による団体にとって重要な決定であることから、解散決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

【解説】

第40条において、規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります(個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません。)。なお、細則としては、「弔慰金規程」や「旅費規程」などが挙げられます。

附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定めることが適当です。